

令和7年1月28日

お客さま 各位

湖東信用金庫

## 変動金利定期預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
この度、規定内容の見直しにより以下の通り変動金利定期預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、今般の改定による商品内容の変更はございません。

### 記

1. 改定となる規定  
変動金利定期預金規定
2. 改定日  
令和7年3月3日（月）
3. 改定内容  
規定内容を非自動継続式と自動継続式に分類し、分かりやすい表記に変更致しました。
4. 新旧対照表  
別紙1 参照

以上

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>変動金利定期預金規定</b><br/>令和7年3月3日改正</p>  | <p><b>変動金利定期預金規定</b><br/>令和6年8月1日改正</p>  |
| <p><b>〈非自動継続式規定〉</b></p> <p>1. (預金契約の成立)</p> <p>1の2. (預金の支払時期等)</p> <p>変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（または通帳）に記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p><u>以下(1)～(3)削除</u></p> <p>2. (利率の変更)</p> <p>この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする<u>預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）</u>の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>3. (利息)</p> <p><b>〈単利型〉</b></p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）<u>および</u>証書（または通帳）記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p>A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の<b>印章</b>により記名押印して、証書（または通帳）とともに提出してください。</p> <p>B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および証書（または通帳）記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払</p> | <p>変動金利定期預金規定</p> <p>1. (預金契約の成立)</p> <p>1の2. (預金の支払時期等)</p> <p>変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（または通帳）に記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p><del>ただし、自動継続式の場合は、下記のとおりとなります。</del></p> <p><del>(1) この預金は、証書（または通帳）に記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</del></p> <p><del>(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする当金庫所定の指標金利の店頭表示の利率に、別にお知らせしたこの預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当金庫所定の利率を加える方式により設定するものとします。ただし、この預金の利率について上記の設定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。</del></p> <p><del>(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申し出て下さい。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。</del></p> <p>2. (利率の変更)</p> <p>この預金の利率は、預入日<del>（継続をしたときはその継続日。2.および3.1において同じ）</del>から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする<u>当金庫所定の指標金利</u>の店頭表示の利率に、<u>別にお知らせした</u>この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>3. (利息)</p> <p><b>〈単利型〉</b></p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）<u>に</u>ついて証書（または通帳）記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p>A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の<b>印鑑</b>により記名押印して、証書（または通帳）とともに提出してください。</p> <p>B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および証書（または通帳）記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた残額を満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p><b>(文言削除)</b></p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数<b>および</b>解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p><b>(4)</b> 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、<b>反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は</b>次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数<b>および</b>解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数<b>および</b>次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期日前解約利息」という。)をこの預金とともに支払います。この場合、期日前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上2年未満……………約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満……………約定利率×30%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">d. 2年以上3年未満……………約定利率×70%</p> <p>C. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満……………約定利率×20%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%</p> <p style="margin-left: 20px;">d. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">e. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60%</p> <p><b>(5)</b> この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。</p> <p><b>〈複利型〉</b></p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(または通帳)記載の利率(上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数<b>および</b>解約日また</p> | <p>日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた残額を満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p><del>(自動継続式の場合継続を停止した場合の預金の利息(中間払利息を除きます。)は、これに準じます。)</del></p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数<b>について</b>解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) 債権 保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p><b>(3の2)</b> 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合<b>など、この預金を満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は</b>次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数<b>について</b>解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数<b>について</b>次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期日前解約利息」という。)をこの預金とともに支払います。この場合、期日前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上2年未満……………約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満……………約定利率×30%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">d. 2年以上3年未満……………約定利率×70%</p> <p>C. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満……………約定利率×20%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%</p> <p style="margin-left: 20px;">d. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">e. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60%</p> <p><b>(4)</b> この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。</p> <p><b>〈複利型〉</b></p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から、満期日の前日までの日数および証書(または通帳)記載の利率(上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数<b>について</b>解約日また</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p><b>〈削除〉</b></p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p><b>(4)</b> 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、<b>反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、</b>預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………約定利率×20%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60%</p> <p><b>(5)</b> この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。</p> | <p>たは書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p><del>（自動継続式の場合継続を停止した場合の利息〔中間払利息を除きます。〕は、これに準じます。）</del></p> <p>(3) 債権 保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p><b>(3の2)</b> 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合<b>など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、</b>預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………約定利率×20%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60%</p> <p><b>(4)</b> この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。</p> |
| <p><b>〈自動継続式規定〉</b></p>  |  |
| <p><b>4. (自動継続)</b></p> <p>(1) この預金は、証書（または通帳）に記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする<b>預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）</b>の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出て下さい。この申し出があったときは、その預金は満期日以後に支払います。</p>   |  |
| <p><b>5. (利率の変更)</b></p> <p>この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする<b>預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）</b>の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p><b>6. (利 息)</b></p> <p><b>〈単利型〉</b></p>  |  |

| 新  | 旧 |
|--|---|
| <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（または通帳）記載の中間利払利率（<u>上記5.</u>により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および証書（または通帳）記載の利率（<u>上記5.</u>により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については<u>上記4（2）</u>の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額をあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</p> <p>③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の<u>印章</u>により記名押印して証書（または通帳）とともに提出して下さい。</p> <p>(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数および解約日または書換継続日における普通預金の利率により計算します。</p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、<u>反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など</u>、この預金を満期日前に解約する場合の利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期日前解約利息」という。）をこの預金とともに支払います。</p> <p>この場合、期日前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%</p> <p>b. 1年以上2年未満……………約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満……………約定利率×30%</p> <p>b. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%</p> <p>c. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%</p> |   |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>d. 2年以上3年未満……………約定利率×70%</p> <p>C. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満……………約定利率×20%</p> <p>b. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%</p> <p>c. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%</p> <p>d. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>e. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60%</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。</p> <p><b>〈複利型〉</b></p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（または通帳）記載の利率（<u>上記5.</u>により利率を変更したときは、変更後の利率。<u>継続後の預金については上記4（2）の利率。</u>以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（または通帳）とともに提出してください。</p> <p>(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。</p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………約定利率×20%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60%</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。</p> <p><b>7.（反社会的勢力との取引拒絶）</b></p> <p>この預金口座は、<u>第8条</u>第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第9条</u>第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>8.（預金の解約、書替継続）</b></p> <p>(1) <u>この預金</u>を解約または、書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（または通帳）とともに当店に提出してください。</p> | <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。</p> <p><b>4.（反社会的勢力との取引拒絶）</b></p> <p>この預金口座は、<u>第5条</u>第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第5条</u>第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>5.（預金の解約、書替継続）</b></p> <p>(1) <u>期日指定定期預金・自動継続期日指定定期預金（以下2種類の定期預金を「この預金」といいます。）</u>を解約または、書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（または</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>9. (証券類の受入れ)<br/>           10. (届出事項の変更、証書(または通帳)の再発行等)<br/>           11. (成年後見人等の届出)<br/>           12. (印鑑照合)<br/>           13. (盗難証書(または通帳)による支払い等)<br/>           14. (譲渡、質入れの禁止)<br/>           15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)<br/>           16. (規定の変更)</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> | <p>通帳)とともに当店に提出してください。</p> <p>6. (証券類の受入れ)<br/>           7. (届出事項の変更、証書(または通帳)の再発行等)<br/>           8. (成年後見人等の届出)<br/>           9. (印鑑照合)<br/>           10. (盗難証書(または通帳)による支払い等)<br/>           11. (譲渡、質入れの禁止)<br/>           12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)<br/>           13. (規定の変更)</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> |